



TOKIO MARINE
NICHIDO

Total assist 超保険

改定のご案内

2026年10月1日
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。
各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

住まいに関する補償について

■保険料の改定 (2026年10月改定)

- 保険の対象の種類ごとの保険金のお支払い状況等を踏まえ、保険料を見直します。
- 多くのご契約条件において、家財の保険料は引下げとなるのに対して、建物の保険料は引上げとなります。
実際にお客様にご負担いただく保険料は、ご契約条件により、引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。
- なお、平均的な保険料水準は、2025年10月以降始期契約の保険料水準対比で据置きです。

■建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約に関する改定 (2026年10月改定)

保険の対象に電氣的事故(ショート、アーク、スパーク、過電流等)または機械的事故によって損害(折損、変形、焦損、炭化等)が生じた場合の修理費用を補償する建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約について、以下の改定を実施します。

①特約をセットいただける条件の改定

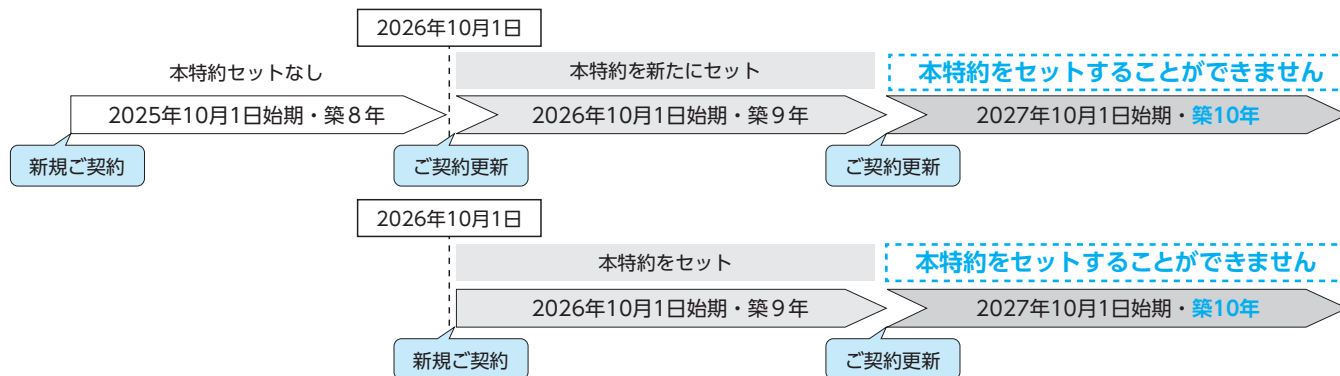
- 建物の築年数が進行するにつれて、建物に付属する機械設備に、本特約で保険金をお支払いできない「自然の消耗・劣化等による損害」が発生しやすい傾向にあることを踏まえ、築年数が10年以上の建物を保険の対象とするご契約について、本特約の販売を停止します(ただし、2026年9月30日以前始期契約から継続して本特約をセットいただいている場合を除きます。)
- 従来、本特約をセットいただけた「築10年以上の建物を保険の対象とする更新契約*1」については、本改定により下記のとおりとなります。

*1 本特約をセットした東京海上日動の保険契約を前契約とする契約をいいます。

特約をセットいただけないケースの例

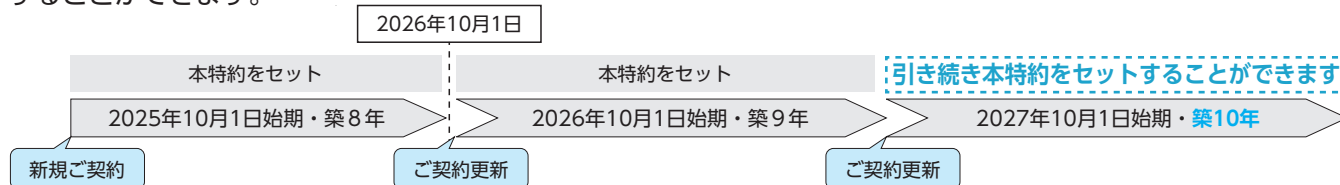
下記のようなケースは、本特約をセットすることができません。

2026年10月1日以降始期契約から、本特約をセットいただくケース



特約をセットいただけるケースの例

2026年9月30日以前始期契約から継続して本特約をセットいただいている場合には、引き続き本特約をセットすることができます。



②免責金額(自己負担額)の改定

従来、建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約の免責金額(自己負担額)は、破損等リスクの免責金額(自己負担額)と同額としていましたが、破損等リスクの免責金額(自己負担額)または10万円のいずれか高い額とします。

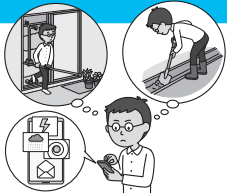
東京海上日動

■その他の改定 (2026年10月改定)

項目	概要
(1) 免責金額(自己負担額)のラインアップの改定	「(1事故目)5万円ー(2事故目以降)10万円」の免責金額方式を廃止します。 なお、上記免責金額方式のご契約は、契約更新時にその他の免責金額をご選択いただけます。 ※ご契約内容によりご選択いただけない免責金額(自己負担額)があります。
(2) 築年数が30年以上の共同住宅における最低免責金額(自己負担額)の引上げ	2026年10月1日以降始期契約において、新たに保険の対象とする建物が次のいずれにも該当する場合は、免責金額(自己負担額)を10万円以上で設定いただけます。 ・始期日時時点で築年数が30年以上(建築年月が不明の場合を含みます。)であること ・建物区分が「共同住宅」で、かつ、区分所有建物区分が「一棟全体」であること

【お知らせ】住まいの防災・減災情報をご活用ください

災害の発生する可能性を事前に把握し、備えることで、自然災害等によるお住まいへの被害を防止したり、最小限に抑えたりすることが可能な場合もあります。
災害等による被害からお客様をお守りできるよう、被害の回避や軽減につながる情報をご提供します。



住まいの防災・減災情報

サービス対象者		東京海上日動マイページをご登録いただいている住まいに関する補償のご契約者 ※上記以外の方でメール配信をご希望の方はどなたでもご登録が可能です。詳細は右記の東京海上日動ホームページ(住まいの防災・減災情報)でご確認ください。		
ご提供する情報	【平時の備え】	防災・減災情報メール	豪雨や洪水、台風等の自然災害や日常生活における各種リスク(盗難・水濡れ等)による事故の未然防止・被害軽減策をメールでご提供します。	
	【直前の備え】	水道管凍結警戒アラート(冬季)	水道管凍結のリスクが高まった際にアラートメールを配信します。*1	
		大雪警戒アラート(冬季)	大雪による家屋やカーポート等の被害リスクが高まった際にアラートメールを配信します。*1	

*1 本メールでは、具体的な予防策を掲載した東京海上日動ホームページのリンクもご案内します。

東京海上日動マイページアプリのダウンロードはこちらから

自然災害リアルタイム情報

各種自然災害に関するリアルタイム情報を右記サイトで確認できます。
天気予報等ではあまり掲載されていない情報も確認できますので、ぜひご確認ください。

自動車に関する補償について

東京海上日動では、2026年1月および10月に自動車保険を改定し、ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約の新モデル導入等を実施しております。また、昨今の経済環境や社会動向を受け、保険料の見直しを実施いたしました。今後も企業努力を一層重ねてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約に新モデル導入 (2026年1月改定)

●事故に遭われたお客様が最も不安を感じる事故直後の瞬間から、映像データと独自技術を駆使し、「1秒でも早く」安心・安全をお届けしたいとの想いのもとDAPを展開してまいりました。今般、改良した新モデルで更なる安心をご提供します。

3つのポイント

POINT
01

スリム・小型化

- ✓ 視界を邪魔しないスリムな形状
- ✓ 小型化により2台目としても設置しやすい

POINT
02

自己負担の無い「取付サポート」で らくらく取付け

- ✓ 東京海上日動の提携業者により自己負担無くらくらく取付けが可能に! *1

POINT
03

月額470円*2

- ✓ 迅速で安心な事故受付サービス等を維持しつつ、従来対比で低価格化を実現!

※上記3つのPOINTでは2カメラ一体型ドラレコと比較した内容を記載しています。

まずはここから

2分でわかる! DAPの魅力

実際の映像と音声で、DAPならではの対応をわかりやすくご紹介!



従来対比で
低価格化!

		新型・事故自動通報ドラレコ	2カメラ一体型ドラレコ
端末の情報		470円	810円
撮影可能範囲		前方+車内	前方+車内
事故時の安心	事故時の自動連絡・音声通話	○	○
	SOS発信機能*3	○	○
	端末操作による映像の手動アップロード	○	×
いつもの安心	急操作警告 (急アクセル、急ブレーキ、急ハンドル)	○	○
	片寄り警告、前方車両接近警告	×	○
	わき見・居眠り警告	○*4	○
	スマホながら運転警告	○*4	×
	駐車中監視機能	×	○
	要注意運転アラート	○	×
	安全運転診断レポート	○ (スマートフォンアプリ 自動車ごと)	○ (紙・スマートフォンアプリ・WEB 自動車+運転者ごと)
	専用WEBアプリ	×	○
	専用スマートフォンアプリ	○	○
	ひょう 降雹アラート	○*4	×

*1 取扱説明書記載のシガーソケットまたはUSB Type-Cでの取付け*5となります。これ以外の取付方法を希望される場合は、自己負担が生じる可能性があります。

*2 保険期間1年で分割払の場合の月額保険料です。

*3 「運転中に急に体調が悪くなったとき」「他車からの危険運転に遭遇したとき」「事故が発生したが衝撃が小さく発報しなかったとき」に、ボタンを押すことでオペレーター(提携企業のプレミア・エイド社)に接続され、適切なアドバイスを受けることができます。

*4 2026年12月のソフトウェアアップデート後に、利用可能となります。

*5 車両側から2.1A以上の電流供給が必要です。

■故障補償特約(搬送時)の改定 (2026年1月改定)

- ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へ搬送された場合に、故障損害の復旧のために交換が必要となる部品の種類等に応じてあらかじめ定められた額(7万円・10万円・20万円・30万円)を保険金としてお支払いする内容に変更します*1(定額払化)。
 - 本特約の正式名称を「故障搬送時車両損害補償特約(定額払)」に、ペットネームを「故障補償特約(搬送時・定額払)」に変更します。
 - 上記に伴い、「故障補償特約(搬送時・定額払)」の補償が不要な場合にセットいただく特約の名称を「故障搬送時車両損害補償特約(定額払)の不適用に関する特約」に変更します。
- *1 ただし、車両保険金額を限度とします。部品の交換を伴わずに補修のみで復旧を行う場合は、7万円をお支払いします。

<対象部品ごとにお支払いする保険金の額(部品交換の場合)>

対象部品	お支払いする保険金の額
シリンダーブロック、シリンダーヘッド、エンジン本体、駆動用モーター	30 万円
オートマチックトランスミッション、マニュアルトランスミッション、トルクコンバーター	20 万円
インジェクター、ブレーキアクチュエーター、ターボチャージャー、エアコンプレッサー、ラジエーター、ステアリングギア、NOXセンサー、プロペラシャフト、デフアレナシャルギヤ、カムシャフト、スピードメーター、エアスプリング	10 万円
上記以外のその他の部品	7 万円

※消耗部品・油脂類・リコール等の対象となっている部品を除きます。

<ご注意点>

- 交換を必要とする部品の種類等が複数ある場合は、表の「対象部品」欄に対応する「お支払いする保険金の額」欄の額のうち、最も高い額を保険金としてお支払いします(車両保険金額が限度)。
- エンジン等の複数の部品によって構成される複合部品のうち一部の部品を交換することで復旧が可能な場合は、その一部の部品に基づきお支払いする保険金を決定します。
- 交換を必要とする部品の種類等に応じてあらかじめ定められた額を保険金としてお支払いするため、実際の修理にあたっては、自己負担が生じる場合があります。

■レンタカー費用等の諸費用に関する特約の改定 (2026年1月改定)

- 「レンタカー費用等不担保特約」について、レンタカー費用のみを補償対象外とし、代替交通費用を補償対象とします。また、本特約の名称を「レンタカー費用不担保特約」に変更します。
- 「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約」で補償する費用のうち、車両引取費用を廃止します。
- 上記に伴い、「レンタカー等諸費用アシスト」で提供していた代替交通費用の補償および補償に伴う各種案内等は「ロードアシスト」で提供します。また、「レンタカー等諸費用アシスト」は「レンタカー費用アシスト」に名称を変更します。

<改定前後の比較>

改定前	車両搬送費用	緊急時 応急 対応費用	レンタカー費用等の諸費用		
			レンタカー 費用	代替交通 費用	車両引取 費用
車両搬送・応急対応・ レンタカー費用等補償特約	○	○	○	○	○
+レンタカー費用等不担保特約	○	○	×	×	×

→

改定後	車両搬送費用	緊急時 応急 対応費用	レンタカー費用等の諸費用		
			レンタカー 費用	代替交通 費用	車両引取 費用
車両搬送・応急対応・ レンタカー費用等補償特約	○	○	○	○	廃止
+レンタカー費用不担保特約	○	○	×	○	

■車両新価保険特約の改定 (2026年1月改定)

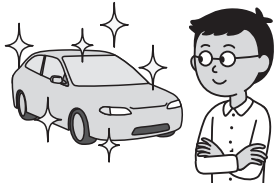
ご契約のお車が事故により損害を被り全損に至らないケースであっても、雹等の気象現象*1によってご契約のお車に損害が生じ、修理費が協定新価保険価額の50%以上となる場合で、再取得または修理を行うときは、車体の損傷箇所によらず協定新価保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*1 台風、洪水、高潮、豪雨、雹、雪その他の気象現象をいい、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を含みません。

「車両新価保険特約」とは…

ご契約のお車が、事故により大きな損傷を受けた場合*2の新車購入費用等について「協定新価保険金額」を限度に保険金をお支払い(新価払)する特約です。また、新たにお車を購入されて新価払で車両保険金をお支払いする場合のほか、ご契約のお車が修理できない場合、修理費が車両保険金額以上となる場合に再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

*2 「修理できない場合」、「修理費が車両保険金額以上となる場合」または「修理費が協定新価保険金額の50%以上となる場合(気象現象*1によってご契約のお車に損害が生じた場合または車体の内外装および外板部品を除いた部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。)」のいずれかをいいます。なお、盗難され発見されない場合を除きます。



※下線部分が本改定の内容です。

■保険料の見直し 2026年1月改定 2026年10月改定

- 昨今の物価上昇や賃金上昇等によってお車の修理における部品費・工賃等が上昇しており、これらにより自動車保険（以下、超保険の自動車に関する補償を含みます。）における保険金のお支払いが増加していることを踏まえ、平均的な保険料水準を引き上げます。
- お客様の保険料負担軽減に向け、東京海上日動としても引き続き、企業努力としての事業費抑制や事故防止・事故削減に向けた取り組み、不正な保険金請求対策等を、従来以上に強化して進めてまいります。
- 実際にお客様にご負担いただく保険料は、引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

■料率制度の見直し 2026年1月改定

①記名被保険者の年齢による保険料細分化

保険金のお支払い状況を踏まえ、運転者年齢条件「年齢を問わず補償」および「21歳以上補償」のご契約についても、「26歳以上補償」および「35歳以上補償」と同様に記名被保険者年齢区分で保険料を細分化します。

具体的には、記名被保険者年齢に応じて、「30歳未満」、「30歳以上40歳未満」、「40歳以上50歳未満」、「50歳以上60歳未満」、「60歳以上85歳未満は1歳刻みの区分」、「85歳以上」で保険料を細分化します。

※ご契約のお車の用途・車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である場合を除きます。

②車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約の保険料細分化

保険金のお支払い状況を踏まえ、「用途・車種」ごとに保険料を細分化します。

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車については、「初度登録(初度検査)からの経過年数*1(5年刻み)」ごとに細分化します。

	改定前		改定後				
			初度登録(初度検査)からの経過年数*1				
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車	(区分なし)	➡	5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超

*1 初度登録(初度検査)年月の翌月から始期日の属する月までの経過年数です。

■各種割引率の改定 2026年1月改定

①新車割引の割引率改定

2024年の参考純率改定と直近の保険金お支払い状況に基づき、新車割引の割引率を見直します。

	始期日の属する月の初度登録(初度検査)からの経過月数 *1	改定前								改定後			
		6等級(S)				6等級(S)以外				6等級(S)			
		対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両	対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両	対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両
自家用普通乗用車	～25か月	38%	36%	25%	34%	13%	11%	21%	9%	39%	39%	41%	32%
自家用小型乗用車	26か月～49か月	31%	30%	25%	29%	6%	6%	21%	9%	27%	36%	35%	32%
自家用軽四輪乗用車	～25か月	26%	27%	38%	36%	5%	9%	18%	13%	31%	40%	39%	33%
	26か月～49か月	17%	27%	34%	13%	2%	4%	15%	13%	26%	34%	27%	33%

*1 初度登録(初度検査)年月の翌月から始期日の属する月までの経過月数です。

②本人限定特約および本人・夫婦限定特約の割引率改定

2024年の参考純率改定と直近の保険金お支払い状況に基づき、本人限定特約および本人・夫婦限定特約の割引率を見直します。

	改定前				改定後			
	対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両	対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両
本人限定特約	7%	7%	15%	9%	4%	7%	2%	5%
本人・夫婦限定特約	7%	5%	10%	5%	4%	4%	2%	3%

■その他の改定 (1)～(3)2026年1月改定 (4)(6)2026年10月改定 (5)2026年12月改定 (7)2027年度以降改定

下表のとおり改定を実施します。各項目の詳細および下表以外の改定内容については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

項目	概要
(1)家族内新規運転者の自動補償特約の改定	2023年7月に施行された改正道路交通法で「特定小型原動機付自転車」は16歳以上であれば運転免許の有無にかかわらず運転可能となりました。これを踏まえ、ご契約のお車が「特定小型原動機付自転車」のご契約について、記名被保険者等*1が16歳以上になった際に運転者年齢条件の手続き漏れがあった場合に、所定の条件を満たすときは運転者年齢条件に合致しない方が運転している間の事故についても補償対象とします(自動補償の対象拡大)。 *1 記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいいます。
(2)入院時選べるアシストのサポートデスク受付時間変更	入院時選べるアシストのサポートデスクの受付時間を「午前9時～午後9時」から「午前9時～午後6時」に変更します(2026年1月1日以降のご利用から変更します。)
(3)ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(前方1カメラ型ドラレコ)の新規引受停止	ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(前方1カメラ型ドラレコ)について端末の発送を伴う新規のお引受けを停止します。
(4)車両保険における業務用ラッピングフィルムの取扱変更	ご契約のお車に貼付されている業務用ラッピングフィルム*2を付属品に含め、車両保険の補償対象とします。*3 ご契約のお車に業務用ラッピングフィルム*2が貼付されている場合は、車両保険金額設定の確認のためご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。 *2 事業のためにご契約のお車に貼付されているラッピングフィルム、ステッカーまたはこれらに類するものをいいます(例: 企業の名称、ロゴや広告の車両側面ラッピング、企業イメージカラーでの車両全体ラッピング等)。 *3 ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合に限りです。
(5)ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(新型・事故自動通報ドラレコ)における機能追加	2026年12月のソフトウェアアップデートにて機能を追加することにより、「わき見・居眠り警告」、「スマホながら運転警告」および「降電アラート」が利用可能となります。 また、要注意運転アラートにおいて、「誤踏み注意喚起機能」を追加し、精度を向上させます。
(6)ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(2カメラ一体型ドラレコ)における「リアカメラ(別売)」の販売停止	ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(2カメラ一体型ドラレコ)では、ご希望に応じて専用リアカメラ(別売)を株式会社デンソーソリューションからお客様で自身で購入いただけますが、株式会社デンソーソリューションにおける販売停止に伴い、2026年10月以降は保険始期にかかわらず専用リアカメラをご購入いただけなくなります。
(7)ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(前方1カメラ型ドラレコ)等の引受停止(事前のご案内)	ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(前方1カメラ型ドラレコ)については、2027年度以降に新規・更新のご契約のお引受けを停止させていただく予定です。

からだに関する補償について

■傷害定額条項における「手術」の定義の改定 (2026年10月改定)

「手術に対するお客様の身体的負担等を補償する」という手術保険金の目的に照らし、約款上の「手術」の定義について、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により「手術等管理料」*1として算定されるものを除く改定を行います。

*1 手術前後に行われる医学的管理を評価する診療報酬点数

携行品・賠償・費用に関する補償について

■個人賠償責任補償特約の補償拡大 (2026年10月改定)

個人賠償責任補償特約では、車両の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任は原則補償対象外ですが、本改定により「原動力を有する乗車装置のない除雪車」および「原動力がもたら~~ば~~る人力ではない軽車両」(馬車等)については、これらの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任を補償対象とします。

※「原動力を有しない除雪車」は改定前から補償対象です。なお、「原動力を有する乗車装置のある除雪車」は、改定後も補償対象外です。

※「原動力がもたら~~ば~~る人力である軽車両」(自転車等)は、改定前から補償対象です。本改定により、改定後は人力が否かを問わず軽車両が補償対象となります。

■弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)の改定 (2026年10月改定)

- 免責事由(保険金をお支払いしない場合)に規定している「労働災害により生じた身体の障害または精神的苦痛」に「通勤災害により生じた身体の障害または精神的苦痛」が含まれる旨を明確化します。
- 人格権侵害・その他の侵害に関する紛争のうち、東京海上日動と補償を受けられる方(被保険者本人やそのご家族等)との間で発生した紛争を補償の対象外とします。

■ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の改定 (2026年10月改定)

ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等により競技を中止した場合も補償対象とする約款改定を行います。*1

*1 パー35以上の9ホールを正規にラウンドする前提であったことが、ゴルフ場の予約画面等で確認できる場合に限りです。

【ホールインワン・アルバトロス費用補償特約に関する追加のご案内】

(1)お支払対象となるホールインワン・アルバトロス

本特約でお支払対象となるホールインワン・アルバトロス(以下、ホールインワン等)は下表のとおりです。

公式競技以外の場合	①または②のいずれかのホールインワン等	
	①	ア. およびイ. の両方が目撃したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等)
	②	記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等
公式競技の場合	①または②のいずれかのホールインワン等	
	①	ア. またはイ. のいずれかが目撃したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等)
	②	記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等

(2)キャディを同伴せずにラウンドする際の留意点等

近年、キャディを同伴せずにラウンドするプレースタイル、いわゆる「セルフプレー」が増加しています。

しかしながら、セルフプレーの場合は同伴キャディがおらず、上記(1)の「同伴競技者以外の第三者」による目撃証明の取り付けが困難となることがありますのでご注意ください。なお、より確実に補償を受けていただく観点から、セルフプレーの際には以下の対応をおすすめしております。

- ホールインワン等の可能性があるショットの際に、スマートフォン等でショットからカップインまでの連続した動画を撮影する。
- ゴルフ場の従業員や他の組の競技者等にホールインワン等の目撃有無を確認し、目撃された方がいた場合には、後日の保険金のご請求に関するご協力(「ホールインワンまたはアルバトロス証明書」への署名等)をその場で依頼する。

その他

■ご家族生活支援サービスのご利用方法の変更 (2026年10月改定)

アカウント初回登録およびアカウント更新手続きの際に入力するアクティベーションキー*1について、「ご契約内容の確認方法のご案内メール」もしくは「超保険の更新に関する大切なお知らせメール」*2に記載のURLからアクセスする東京海上日動のホームページからの確認が可能となります。なお、2026年4月より、ご利用者ごとにアカウントを作成いただくことが可能です。

*1 本サービスのご利用にあたって必要となる15桁のコードです。有効期間は4月1日から翌年の3月31日までで、毎年4月1日に新しいものに更新されます。

*2 「保険証券」・「次回更新時のご案内」について「Web(ホームページ)で閲覧する」にチェックいただいた場合にお送りするメールです。

■一部超保険アシストの提供終了と利用対象となるご契約の見直し (2027年10月改定)

- 2027年10月1日以降、次の①および②のとおり、一部超保険アシストの提供終了と利用対象となるご契約の見直しを実施いたします。なお、現在のご契約でご利用可能な超保険アシストについては「ご契約内容一覧表」をご確認ください。

①ペットの医療相談サービス

全てのご契約においてサービスの提供を終了します。

②人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス、職場復帰支援サービス、がんお悩み訪問相談サービス

超保険(新総合保険)におけるサービスの提供を終了します(超保険(生命保険)における提供内容に変更はありません。)

- 超保険アシストでは暮らしをサポートする様々なサービスを提供しており、上記改定実施後も下表のとおり代替のサービスをご利用いただくことができます。各アシストのサービス内容の詳細は、「[もしも]に役立つ超保険アシストブック」をご確認ください。

超保険アシスト	代替としてご利用いただける超保険アシスト ※2026年3月末時点の内容です。	
	アシスト名	サービス内容
ペットの医療相談サービス	ご家族生活支援サービス	・ペットに関するオンライン相談の優待 ・ペットフードやペット用品購入の優待
人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス		検診機関の検索や予約手配ができる検診予約サービス
職場復帰支援サービス		・キャリアアカウンセリングの優待 ・資格取得対策講座の無料e-ラーニング
がんお悩み訪問相談サービス	メディカルアシスト	がんに関するお悩みに医師とメディカルソーシャルワーカーがお電話でお応えする「がん専用相談窓口」

ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称	ペットネーム・略称等	正式名称
トータルアシスト超保険 超保険	新総合保険、住まいの保険、地震保険、 東京海上日動あんしん生命でのお引 受けとなる所定の生命保険	故障補償特約(搬送時)	故障搬送時車両損害補償特約
ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約	事故発生の通知等に関する特約	故障補償特約 (搬送時・定額払)	故障搬送時車両損害補償特約 (定額払)
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約	本人限定特約	運転者本人限定特約
車両搬送・応急対応・ レンタカー費用等補償特約	車両搬送・緊急時応急対応・ レンタカー費用等補償特約	本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
レンタカー費用等不担保特約	レンタカー費用等不担保特約 (車両搬送・緊急時応急対応費用補償)	弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)	弁護士費用等補償特約 (日常生活・人格権侵害等)

次回更新時のご案内(更新のご案内・重要事項説明書等)

東京海上日動ではお客様とともに環境保護を行うことをコンセプトにご契約手続きや保険金お支払い手続きにおけるペーパーレス化を積極的に推進しています。これに伴い、2026年1月1日以降始期契約より、「超保険(新総合保険)更新のご案内」に封入している「パンフレット兼重要事項説明書」につきましては、パンフレット(商品内容のご説明)をWeb(ホームページ)で閲覧いただく方式に変更いたしました。

※このチラシは、超保険改定等の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-110-894



ロードアシスト(東京海上アシスタンス)



0120-560-057

受付時間：24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



超保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp